２０２６年3月１９日

予備　令５－２３

次のアからオまでの各記述は，取調べに際して任意の供述をした者が，公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり，かつ，その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められるため，検察官が刑事訴訟法第２２７条に基づき証人尋問を請求する場合に関する記述である。各記述のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№37］）

ア．被疑者の共犯者についても，証人尋問を請求することができる。
イ．第１回公判期日後には証人尋問を請求することができない。
ウ．「異なる供述」とは，供述が，被疑者，被告人に有利に変更される場合だけでなく，不利に変更される場合も含む。
エ．弁護人は，証人尋問が行われる際，その尋問に立ち会う権利を有する。
オ．公訴提起後に証人尋問を請求する場合は，請求先は裁判官ではなく裁判所である。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　５

肢ア　○

被疑者の共犯者は，取調べによって供述調書を作成できるので，公判前の証人尋問を請求できないとも思える。しかし，共犯者が，被疑者の公判で，取調べ時と異なる供述をすると，取調べ時の共犯者の供述調書による立証活動が障害される。共犯者の供述は，一般的に被疑者の犯罪立証に不可欠であり，取調べ時の供述調書が厳しい伝聞例外要件を課されるにもかかわらず，不都合である。したがって，被疑者の共犯者についても，公判前の尋問を請求できる。

肢イ　○

検察官は，第１回の公判期日「前」に限り，裁判官に証人尋問を請求できる。この手続は，あくまで捜査の一環であり，弁護側に反対尋問等，防御の機会がない。したがって，公判期日「後」は，弁護側に手続保障がされた，証拠調べ請求により尋問すべきだからである（公判中心主義）。

肢ウ　○

公判期日前の証人尋問請求は，検察側の立証活動をし易くするためだから，「異なる供述」とは，供述が，弁護側に有利に変更される場合（＝検察側に不利に変更される場合）をいうのではないか。しかし，かりに検察側に有利に変更されても，犯罪の立証上，裁面調書として保全する価値がある。したがって，「異なる供述」には，弁護側に不利（＝検察側に不利に変更される場合）に変更される場合も含む。

実際にどっちか不明な場合でも，証拠保全の必要性はあるだろう。
法的安定性
肢エ　×
公判期日前の証人尋問は，あくまで捜査手続であり，当事者対立構造が保障されない。したがって，弁護人の立会権はない。

捜査の一環。しかし，裁量的に立ち会わせることは可能。

肢オ　×
公訴提起後，第１回公判期日前は，まだ捜査段階である。この場合，司法審査を担当するのは，受訴裁判所ではなく，裁判官である。したがって，証人尋問の請求先は，裁判所ではなく裁判官である。

裁面調書（３２１条１項１号）をイメージすればよい

予備　令５－２４

伝聞証拠に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№38］）

ア．証人が公判期日において，前に裁判官の面前でした供述と異なった供述をした場合，前にした供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるものは，公判期日における供述よりも前にした供述を信用すべき特別の情況の存するときに限り，これを証拠とすることができる。

イ．火災原因の調査，判定に関し特別の学識経験を有する私人が，弁護人の依頼を受けて燃焼実験を行ってその考察の結果を報告した書面は，裁判所から鑑定を命じられた者が作成した鑑定の経過及び結果を記載した書面と同じ要件のもとでこれを証拠とすることができる。

ウ．刑事訴訟法第３２３条第２号によれば，「業務の通常の過程において作成された書面」は，その作成者が公判期日において証人として尋問を受け，その真正に作成されたものであることを供述したときに限り，これを証拠とすることができる。

エ．甲の検察官に対する供述調書中に，被告人乙が甲に対してした「Ｖ方に放火してきた。」旨の供述が含まれているときは，刑事訴訟法第３２１条第１項第２号及び同法第３２４条により，これを乙の現住建造物等放火被告事件において証拠とすることができる。

オ．刑事訴訟法第３２５条による書面に記載された供述が任意にされたものかどうかの調査は，必ずしもその証拠調べの前にされなければならないものではない。

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　３．イ　オ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　５

肢ア　×

伝聞証拠は，誤判防止のため原則として証拠能力がない。しかし，証拠とする必要性と反対尋問に代替する信用性があれば，例外的に証拠能力が認められる。裁判官面前調書（裁面調書）は，供述不能や相反供述という必要性があれば，証拠能力がある。供述は，公平な立場である裁判官の面前で，宣誓の上なされ，類型的に信用性があるからである。したがって，前の供述が，特に信用すべき状況の下でされたという要件（特信状況）は，不要である。

肢イ　○

私人は，火災原因の調査，判定に関し特別の学識経験があっても，捜査官ではない。したがって，私人が弁護人の依頼を受けて燃焼実験を行い，考察の結果を報告した書面は，「検証調書」（３２１条３項）ではなく，「鑑定書」と同じ要件（３２１条４項）により，証拠とする。

３項か４項は主体で決まる。

肢ウ　×

３２３条２号の書面は，通常の業務の過程によって作成され，証言等に誤りが介在する余地は少ない。作成者の公判期日における尋問と，いわゆる真正作成供述までは，手続が重く，不要である。

伝聞法則があるのは，誤判を防止するため。通常の業務の過程という状況であれば，わざわざ嘘はかかないと考えられる。

肢エ　○

再伝聞，Ｖ方に放火してきた真実性が問題となる。

３２１条１項２号，検面調書。３２４条１項，被告人の証言内容。任意性が必要。

再伝聞の証拠能力は明文上，規定されない。誤判のおそれがあり証拠にできないとも思える。しかし，証拠として必要な場合がある。したがって，検面調書は３２１条１項２号，乙の供述部分は３２４条１項（３２２条準用）を類推適用すれば信用性が保証され，伝聞例外として認められる。本肢では，「Ｖ方に放火してきた」旨の供述は，乙にとり内容が不利益であり，供述の任意性が必要である。

肢オ　○

証拠調べとあとでもよい。証拠調べで十分な証拠が取れれば伝聞例外としての証拠を利用する必要性がないものと思われる。

予備　令５－２５

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№39］）

【事例】

甲は，強盗致傷の被疑事実で勾留され，国選弁護人としてＡが選任された。甲は，被疑事実と同一の事実により，Ｈ地方裁判所に起訴された。

本件強盗致傷事件は，公判前整理手続に付されたところ，第１回の公判前整理手続期日に先立ち，検察官は証明予定事実記載書を提出し，また，証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求し，それらを①起訴後においても国選弁護人であるＡに開示した。その中には，本件強盗致傷事件の犯人の容ぼうが甲によく似ていると供述する目撃者乙の検察官に対する供述調書が含まれていた。②その後，第１回の公判前整理手続期日が指定され，同期日に甲が出頭した。

第１回の公判前整理手続期日の後，Ａは，検察官に対し，③刑事訴訟法第３１６条の１５に基づき，乙の供述調書の証明力を判断するために重要な証拠として，乙の他の供述録取書等の開示を要求し，同条の要件を満たす乙の供述録取書等は全てＡに開示された。

Ａは，その後，裁判所及び検察官に対し，甲は本件強盗致傷事件の発生した日時に，事件現場から遠く離れたＩ市にいたのであって，本件強盗致傷事件に関与していない旨のアリバイ主張を記載した予定主張記載書面を提出するとともに，本件犯行日時にＩ市において甲と一緒にいたという甲の友人である丙の証人尋問を請求した。④裁判所はこれに対し，検察官の意見を聞いた上で，丙の証人尋問を決定した。

その後，公判前整理手続が終了して公判期日が開かれ，公判期日において丙の証人尋問が行われた。⑤丙は，その証人尋問において，本件犯行日時にＩ市において丙のスマートフォンで撮影した写真に偶然，甲が写っているものがある旨の証言をした。なお，Ａ及び甲は，同証人尋問前に丙から同写真の存在を知らされておらず，公判前整理手続において，同写真の証拠調べ請求はされていない。

【記述】

ア．下線部①で起訴後もＡが国選弁護人の地位にあるためには，改めて第一審の国選弁護人として選任される必要がある。

イ．甲に対しては，第１回公判期日の冒頭手続において黙秘権の告知が行われるが，下線部②の甲が出頭した最初の公判前整理手続期日においても，裁判長は甲に対し，黙秘権の告知をしなければならない。

ウ．弁護人は，検察官が取調べを請求した乙の供述調書について，公判前整理手続中に刑事訴訟法第３２６条の同意をするかどうか，又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならないが，その時期は，下線部③の開示がされた後でよく，それよりも前に意見を明らかにする必要はない。

エ．下線部④の丙の証人尋問のほかにもアリバイ主張に関連してＡが証拠調べを請求した証拠があったとしても，裁判所はそれらについて証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をしないまま公判前整理手続を終え，丙の証人尋問を実施した後，それらの証拠の取調べをするか否かを決定してもよい。

オ．下線部⑤の写真について，公判前整理手続の中で証拠調べ請求がされることなく同手続が終了した以上，Ａが丙の証人尋問終了後にその証拠調べを請求する余地はない。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

弁護人は，第一審に際して，改めて選任される必要はないか。しかし，被告人は，捜査と公判とで，同じ弁護人を選任する可能性があり，再任手続が迂遠となるおそれがある。また，公訴提起前の弁護人が留任すれば，防御計画を公判でスムーズに実行でき，弁護人選任権（憲法３４条前段）の趣旨にかなう。したがって，改めて選任する必要はない（審級弁護制度の原則）。

被疑者と被告人の段階，一連の手続で動けた方が，防御が充実すると思われる。

肢イ　○

裁判長は，公判の冒頭手続（２９１条４項）だけでなく，公判前整理手続期日でも，出頭した被告人に対し，最初に黙秘権の告知をしなければならない。黙秘権は，被告人の防御権を行使できるよう，刑事手続全般に及ぼすべきである。

証拠調べ請求→相手方の意見→証拠調べ決定の手続を行う。

肢ウ　○
後でもよい。実際，確認しないとわからない場合もある。

証拠調べ請求→相手方の意見→証拠調べ決定　の大きな流れがイメージできていればよい。

肢エ　○
　採否留保もできる。証拠の調べの採否，公判審理の状況をみないと判断できない場合もある。

肢オ　×
　やむを得ない場合は，証拠調べを請求できる。自由にできると公判前整理手続が無駄になる。一方で，全くできないとするのも事案の真相に照らして問題と考えられる。

予備　令５－２６

裁判の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№40］）

ア．被告人Ａが甲を殺害した旨の訴因について有罪判決が確定した後，検察官は，ＢがＡと共謀の上で甲を殺害した旨の事実でＢを起訴することができる。

イ．有罪の確定判決について，再審開始の決定が確定したとしても，再審の判決が確定するまでは，再審の請求の対象となった確定判決は，その効力を失わない。

ウ．殺人被告事件で勾留中の被告人につき無罪判決が宣告された場合，その判決宣告の時点で，被告人に対する勾留状はその効力を失う。

エ．殺人罪の訴因について無罪判決が確定した後，検察官が被告人の有罪を立証するに十分な新たな証拠が発見されたとして，再度，同事件の被告人を同一事実で起訴した場合，裁判所は，改めて審理し，有罪の判決をすることができる。

オ．告訴がないまま起訴された器物損壊事件において，公訴棄却の判決が確定した場合，検察官は，その後に被害者から告訴を得たとしても，再度，同事件の被告人を同一事実で起訴することはできない。

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　３．イ　エ　　４．ウ　オ　　５．エ　オ

正解　５

肢ア　○

裁判の効力は，B には及ばない。

共謀の上で A が審理されているからどうかという議論。

B にも手続をしなければいけない。A には影響ない。

肢イ　○

再審の判決が確定しないと効力は失われない。

再審開始が決定しただけ，ひっくり返るのはおかしい。

肢ウ　○

無罪判決が宣告された場合に，勾留状は効力を失う。

勾留される理由がなくなるから。

肢エ　×

無罪判決確定後に有罪の証拠が見つかっても審理はできない。

一時不再理

肢オ　×

告訴は，親告罪の訴訟条件である。訴訟条件が欠ける場合は，手続が違法・無効だから，実体審理なく公訴棄却となる。その後，告訴を得て審理されると，被告人に不利益ではないのか。処罰ができない恐れあり。実体とは異なる。起訴できる。

予備　令４－１４

次のアからオまでの各記述のうち、司法警察員と検察官のいずれもがなし得るものとして、誤っているものの組合せは、後記１から５までのうちどれか。（解答欄は、［№20］）

ア．緊急逮捕後の逮捕状の請求

イ．被疑者の勾留の請求

ウ．第１回公判期日前の証人尋問の請求

エ．鑑定処分許可の請求

オ．捜索差押許可状の請求

１．ア　イ２．ア　オ３．イ　ウ４．ウ　エ５．エ　オ

正解３

肢ア　２１０条

緊急逮捕後の逮捕状請求は，司法警察員と検察官いずれもなしうる。

令状がない状態を直ちに修正する必要がある。通常逮捕と異なり，巡査でも令状請求できるから，当然，員でもできる。検察官も，逮捕権限ある以上，できることはわかる。

肢イ　２０５条

勾留請求，検察官のみ。勾留になると人権への制約が大きくなる。法律の専門家である検察官が，慎重に判断する必要がある。

肢ウ　２２６条

検察官のみ，裁面調書とるための手続。また，第三者を強制的に取調べする。

法律の専門家である検察官にのみ。

実際，公判のために証拠収集することが想定される。公判を追行する検察官に判断させるべき。

肢エ　２２５条２項

捜査の必要性から，鑑定が必要なことが考えられる。員も検察官も捜査機関である以上，両方できる。

実際に，鑑定が問題なる具定例を想定しても，両方できる必要性があるのがわかる。

強制採血の事例など。

肢オ

捜索差押許可状

両方できる。司法警察員も検察官も捜査機関。
目的達成するために，それぞれ権限がある。

重大な人権制約が伴う場合，捜査のために必要があっても，
検察官のみ。法律の専門家に慎重に判断させるべきである。

予備　令４－１５

勾留に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記１から５までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、［№21］）

ア．裁判官は、検察官から勾留の請求を受けた被疑者について勾留の裁判をするに当たり、被疑者が逃亡した場合を除き、被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行わなければならない。

イ．裁判官は、検察官から勾留期間の延長の請求を受けた被疑者について勾留期間の延長の裁判をするに当たり、被疑者が逃亡した場合を除き、被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行わなければならない。

ウ．裁判官は、勾留されている被疑者がその被疑事実と同一の事実で公訴を提起された場合において、その勾留を継続する必要があると認めるときは、被告人が逃亡した場合を除き、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行わなければならない。

エ．裁判所は、勾留されていない被告人について勾留の裁判をするに当たり、既に被告事件の審理の際に被告人から被告事件に関する陳述を聴いている場合には、改めて被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行う必要はない。

オ．裁判所は、勾留期間の更新の裁判をするに当たり、被告人が逃亡した場合を除き、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く手続を行わなければならない。

１．ア　ウ２．ア　エ３．イ　エ４．イ　オ５．ウ　オ

正解　２

肢ア　○　２０７条１項，６１条

勾留質問，適正手続，告知，聴聞の機会を与える。被疑者勾留の最初の段階は慎重に聞く

肢イ　×　規則１５１条，１５２条

延長の際は，勾留質問を行う必要はなく，書面審理がなされる。

検察官の裁量尊重。

肢ウ　×

その勾留を継続する必要があると認めるときときは，被疑者勾留から，被告人に勾留に切り替わる。２０８条，６０条２項

その場合，一連の手続という手続で，最初に行われている以上，別途，勾留質問いらない。

肢エ　○　最決昭４１．１０．１９

陳述を聞いている場合，別途不要。

被告人勾留するためには，質問が原則。

しかし，陳述をすでに聞いている場合，再度手続をするのは迂遠。
不要となる。

肢オ　×

裁判所，勾留期間の更新は，手続不要。
一度，手続している。再度の手続は迂遠。

基本的には，新たな制約を行うときに，質問を行うと整理できるだろう。